令　和　８　年　度　　伝　統　木　造　住　宅　耐　震　改　修　事　業

伝統木造住宅の耐震改修工事費用を支援します！

最大１９０万円

※高齢者世帯の場合は、最大２３７.５万円

※補強計画変更の場合は、最大２００万円

※耐震改修工事に係る費用のみ

対象者	次の(1)から(3)すべてに該当する方 (1)**住宅に居住する、または耐震改修後に居住を開始する個人所有者** (2)過去に**同様の補助金を受けていない方** (3)**市税の滞納がない方**
対象住宅	・鯖江市内に所在する**旧耐震住宅** ・自らが居住するため所有する**一戸建て木造住宅（伝統的な古民家）で３階建て以下** ・耐震診断の結果、**耐震性能が不十分**と診断された住宅 ・耐震改修後に**規定の耐震性能**を有すること。 ※「旧耐震住宅」とは、**昭和５６年５月３１日以前**に着工された一戸建て住宅。 ※併用住宅の場合、延床面積の１/２以上が住宅の用に供されていること。 ※増築されている場合、対象住宅にならないことがあります。詳細はお問合せください。 ※耐震診断士または伝統耐震診断士が工事監理を行うこと。
補助額	**今年度の募集は締め切りました。**
申込方法	下記の書類を申込先に提出してください。（メール・郵送可） ・**申込書** ・**耐震改修工事実施計画書**（市役所施設管理課に備えてあるほか、ＨＰからもダウンロードできます。） ・**図面**（附近見取図、配置図、改修前後の平面図、その他改修工事の内容が分かる図面） ・**改修前の耐震診断報告書等の写し** ・**改修後の診断評点または評価指数が確認できる書類**（補強計画変更の場合は、変更前後の補強計画） ・**見積書等の写し**（耐震改修工事に要する費用が区分されているもの） ・**住宅の所有者**および**建築年月が確認できる書類**（固定資産税納税通知書等） ・**家族構成報告書**（高齢者世帯の場合） ・**ふくいの伝統的民家認定書の写し**（伝統的工法ではない場合） ※住宅の申込者と所有者が違う場合、所有者との関係が確認できる書類が必要になります。(住民票等)
募集期間	**今年度の募集は締め切りました。**

【お問い合わせ・申込先】　鯖江市役所　施設管理課 営繕グループ
電話　0778-42-5101　　メール　SC-Shisetsu@city.sabae.lg.jp

伝統耐震改修支援ＨＰ➡